

# 輸血同意と拒否のフローチャート

(宗教的輸血拒否に関するガイドライン一部改変)

## 【理念と本フローチャート作成の目的】

我々は患者の生命を救うため、輸血を含むあらゆる手段を講じて救急医療を行う。本フローチャートは宗教的輸血拒否患者における診療を円滑に行うことを目的に作成した。

## 【紹介患者受け入れに関する取り決め】

他の医療機関からの紹介患者で、輸血が必要となる可能性があるにも関わらず輸血を拒否する患者に関しては、輸血の同意が得られた後に受け入れる。

## 【手順および用語の定義】

- ①患者(家族)に輸血療法について十分な説明を行い、同意を得よう努める。
- ②自己決定能力の有無の判断および判断手順1~4は複数の常勤医師により行う。
- ③自己決定能力があるとは医療に対する適切な判断ができる状態を指し、当センターに搬入される救急症例は基本的に該当しないと考える。
- ④親権者とは未成年者(20歳未満の婚姻をしたことが無い者)に対し、親権を行う者を指す。通常は父母が親権者となるが、親権者がいないときは未成年後見人がそれにあたる。
- ⑤本フローチャートは当センターの緊急性を考慮したものであり、緊急性がないあるいは低い場合や転送可能な症例では「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」に沿って転院勧告を可能とする。
- ⑥特殊事情などにより判断に苦慮する場合は所長を議長とする緊急幹部会において判断するものとする。
- ⑦免責証明書および輸血同意書の署名該当者と優先順位は(1)本人 (2)配偶者 (3)親権者 (4)2親等以内の親族の順とする。
- ⑧全員とは、治療選択に時間的な制限があることから、その時点で連絡がついた者すべてとする。

## 【判断手順】

### 1. 20歳以上

- 1) 自己決定能力あり → 免責証明書提出 #1 → **無輸血**
- 2) 自己決定能力なし
  - (1) 輸血拒否に関する「委任状」携帯
    - ① 配偶者及び親族(2親等以内)全員輸血拒否 → 免責証明書提出 #2 → **無輸血**
    - ② 配偶者及び親族(2親等以内)の1人でも輸血同意 → 輸血同意書提出 #2 → 輸血
    - ③ 家族に連絡が取れない場合 → なるべく無輸血、最終的には輸血
  - (2) 輸血拒否に関する「委任状」不携帯 → 家族の拒否に関わらず、なるべく無輸血、最終的には輸血

### 2. 18歳以上20歳未満

- 1) 自己決定能力あり → 免責証明書提出 #1 → **無輸血**
- 2) 自己決定能力なし
  - (1) 親権者は輸血拒否 → なるべく無輸血、最終的には輸血  
(親権喪失の申し立てを裁判所へ行なうとともに、必要に応じて輸血)
  - (2) 親権者は輸血同意 → 輸血同意書提出 #3 → 輸血

### 3. 15歳以上18歳未満

- 1) 自己決定能力あり
  - (1) 当事者輸血拒否
    - ① 親権者は輸血拒否 → 免責証明書提出 #1, 3 → **無輸血**
    - ② 親権者は輸血同意 → 輸血同意書提出 #3 → 輸血
  - (2) 当事者輸血同意
    - ① 親権者は輸血拒否 → 輸血同意書提出 #1 → 輸血
    - ② 親権者は輸血同意 → 輸血同意書提出 #1, 3 → 輸血
- 2) 自己決定能力なし
  - (1) 親権者は輸血拒否 → なるべく無輸血、最終的には輸血  
(親権喪失の申し立てを裁判所へ行なうとともに、必要に応じて輸血)
  - (2) 親権者は輸血同意 → 輸血同意書提出 #3 → 輸血

### 4. 15歳未満

- (1) 親権者は輸血拒否 → なるべく無輸血、最終的には輸血  
(親権喪失の申し立てを裁判所へ行なうとともに、必要に応じて輸血)
- (2) 親権者は輸血同意 → 輸血同意書提出 #3 → 輸血

#1: 患者本人 #2: 配偶者及び親族(2親等以内) #3: 親権者